

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部下水道資源循環課（06-6615-7525, 06-6967-0981）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	改善命令及び一時停止命令（有害物質使用特定施設等に係る構造基準を遵守していない場合）
概要	水質汚濁防止法に規定する有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守していないと認めるときは、期限を定めて当該施設の構造、設備若しくは使用の方法の改善を命じ、又は当該施設の使用の一時停止を命ずることがあります。
根拠法令等 及び条項	水質汚濁防止法第13条の3
処分基準	有害物質使用特定施設を設置している者又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者が、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について、有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準を遵守していないと認めるとき。 有害物質を含む水の地下への浸透の防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準として環境省令で定める基準とは、水質汚濁防止法施行規則第8条の3から第8条の7までに定める基準で別紙のとおり。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設一法不-10】処分基準中の別紙

○水質汚濁防止法施行規則（抄）

（施設本体の床面及び周囲の構造等）

第八条の三 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の本体（第八条の六に規定する地下貯蔵施設を除く。以下「施設本体」という。）が設置される床面及び周囲は、有害物質を含む水の地下への浸透及び施設の外への流出を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。ただし、施設本体が設置される床の下構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものである場合にあっては、この限りでない。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 床面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 防液堤、側溝、ためます若しくはステンレス鋼の受皿又はこれらと同等以上の機能を有する装置（以下「防液堤等」という。）が設置されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（配管等の構造等）

第八条の四 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する配管、継手類、フランジ類、バルブ類及びポンプ設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「配管等」という。）は、有害物質を含む水の漏えい若しくは地下への浸透（以下「漏えい等」という。）を防止し、又は漏えい等があつた場合に漏えい等を確認するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 配管等を地上に設置する場合は、次のイ又はロのいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

（１） 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

（２） 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

（３） 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ロ 有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。

二 配管等を地下に設置する場合は、次のいずれかに適合すること。

イ 次のいずれにも適合すること。

（１） トレンチの中に設置されていること。

（２） （１）のトレンチの底面及び側面は、コンクリート、タイルその他の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

ロ 次のいずれにも適合すること。

（１） 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。

（２） 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

（３） 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、配管等が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ イ又はロに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（排水溝等の構造等）

第八条の五 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設に接続する排水溝、排水ます及び排水ポンプ等の排水設備（有害物質を含む水が通る部分に限る。以下「排水溝等」という。）は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。

ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。

ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（地下貯蔵施設の構造等）

第八条の六 有害物質貯蔵指定施設のうち地下に設置されているもの（以下「地下貯蔵施設」という。）は、有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、次の各号のいずれかに適合するものであることとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ タンク室内に設置されていること、二重殻構造であることその他の有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。

ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。ただし、地下貯蔵施設が設置される条件の下で腐食するおそれのないものである場合にあっては、この限りでない。

ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置を設置することその他の有害物質を含む水の量を確かめる措置が講じられていること。

二 前号に掲げる措置と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

（使用の方法）

第八条の七 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法は、次の各号のいずれにも適合することとする。

一 次のいずれにも適合すること。

イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。

ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認その他の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。

ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。

二 前号に掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。